

徳島県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課において、令和七年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

6		整理番号
新	旧	旧新別
込野観音寺		路線名
三好市池田町 香川県三豊市山本町		起 点 終 点
		重要な経過地
4	4	道路法第七条 第一項該当号
		備考